

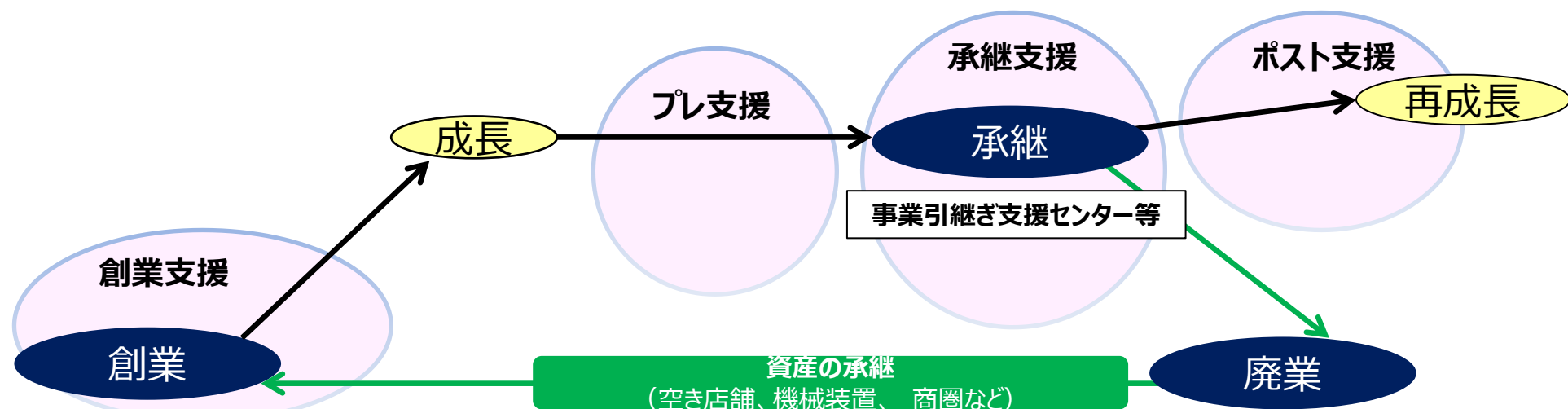
平成29年度概算要求及び税制改正要望 (事業承継関係)について

平成28年9月
中小企業庁財務課

事業承継支援体制の整備

- － 支援体制の全体像
- － 平成29年度概算要求における対応

事業承継の促進に向けた総合的パッケージ



事業承継の促進に向けて、潜在的な支援対象の掘り起し、プレ支援、ポスト支援を一貫して行う体制を確立

プレ承継支援（支援対象の掘り起し、計画策定支援等）

● 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（H28補正、H29【56.5億円】）

・よらず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者が抱える事業承継等の経営課題に応じた専門家を無料で派遣する（事業承継支援を別枠化（3回））。

● 事業承継ネットワーク構築事業（H29）【26.5億円の内数】

・地域の支援機関（商工会・商工会議所、地域金融機関、土業等専門家等）が連携して事業承継診断等の掘り起しを行うための事業承継支援ネットワークを構築する。

ポスト承継支援（創業、ポスト再生と一体で支援）

● 創業・事業再生・事業承継補助金（H29）【26.5億円の内数】

・地域における創業の促進を図るとともに、経営者の高齢化や債務超過等の課題を抱える中小企業が世代交代・再活性化を図るため、創業・事業再生・事業承継に係る設備投資等の支援を行う。

事業承継支援（後継者マッチング、株や資産の移転）

● 事業引継ぎ支援（H29【再生協事業・86.8億円の内数】）

・後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進・円滑化を図るため、適切な助言、マッチング支援等を行う。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行う。

● 事業承継促進のための税制措置の強化等（H29税制改正要望）

・取引相場のない株式の評価方式について、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。
・人手不足の中で円滑な事業承継に向けて早期に取り組む中小企業を支援するため、事業承継税制の雇用要件等の見直しを行う。

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

平成29年度概算要求額 **56.5億円（54.7億円）**

中小企業庁
経営支援課 03-3501-1763
広報相談室 03-3501-1709
金融課 03-3501-2876

事業の内容

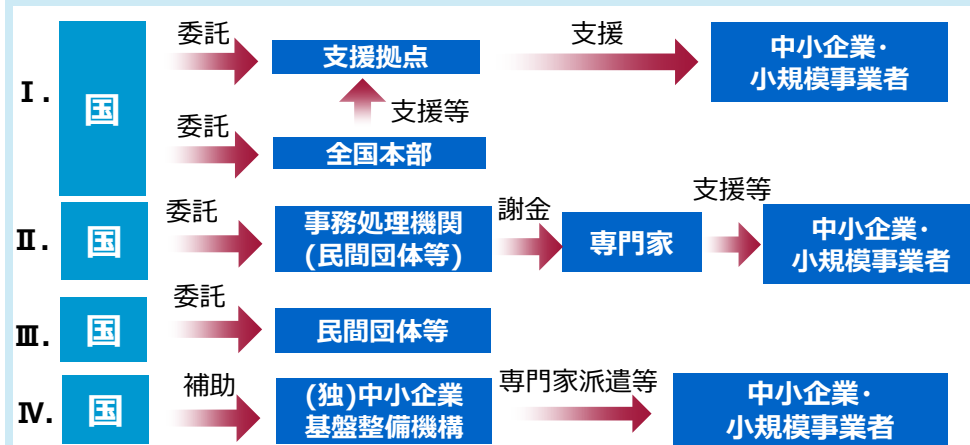
事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 全国の中小企業・小規模事業者に、インターネットを活用して支援策の普及を行います。
- 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証を提供せずに資金調達をしたり、個人保証債務の整理を実施することが可能となるよう、ガイドラインの周知・普及を行います。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、各施策において以下を目指します。
- I. 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること（単年度目標）。
- II. 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること（単年度目標）。
- III. 全国に支援策の普及を図り、支援策の認知度の向上。
- IV. 個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生や事業清算への着手、円滑な事業承継等の促進。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

I. よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、①売上拡大のための解決策の提案、②経営改善策を提案し、行動に移すための専門家チームの編成・派遣、③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介、を実施します。
- 各拠点及び全国本部の体制・機能強化により、相談対応件数拡充、事業再生・承継、人材育成、IT等への相談機能充実、アクセシビリティ向上、地域支援機関との連携強化、支援水準向上・支援人材の育成・研修強化を図ります。

II. 専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者の課題に応じた専門家を原則3回まで無料で派遣します。

※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

III. 支援施策普及事業

- 最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例等を、分かりやすくタイムリーに、全国の中小企業・小規模事業者に届けます。

IV. 経営者保証ガイドライン

- ガイドラインの周知・普及を図るため、主に以下の事業を実施します。
①ガイドラインの内容に関する相談対応②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達が希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣③DM等による周知活動④ガイドライン活用状況の実態調査

創業・事業再生・事業承継促進支援事業

平成29年度概算要求額 **26.5億円（新規）**

中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
中小企業庁 財務課
03-3501-5803
中小企業庁 金融課
03-3501-2876

事業の内容

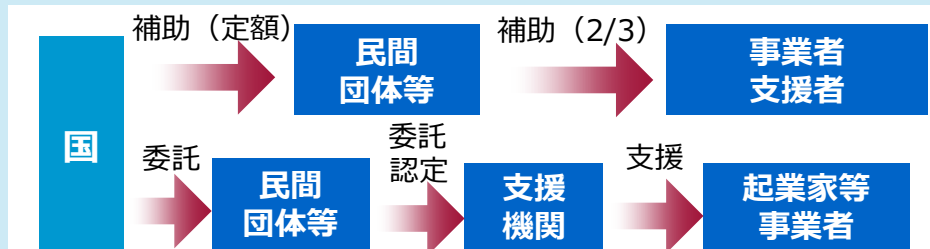
事業目的・概要

- 経営者の高齢化や債務超過等の財務上の問題といった課題を抱える中小企業の世代交代・再活性化を進めることが急務となっている中、創業・事業再生・事業承継を一体的に促進します。
- そのため、産業競争力強化法の認定市区町村で創業を目指す創業者を支援します。また、金融機関との調整等を通じて事業再生を目指す事業者の資金需要を補うことで、事業再生の加速化を図ります。さらに、地域における事業承継ニーズの掘り起こし、及び後継者による新しい取組の支援を行うことで、事業承継の円滑化を図ります。
- 加えて、産業競争力強化法における創業支援事業者（商工会・商工会議所や地域金融機関等）が行う創業支援の取組等を支援するとともに、創業者の裾野を広げるため、注目度の高いイベントを開催し、全国的な創業機運の醸成を目指します。

成果目標

- 平成29年から平成33年までの5年間の事業であり、
 - ①補助終了後5年経過時の事業継続率90%を目指します。
 - ②補助終了後5年経過時の従業員数の計画達成率50%を目指します。
 - ③創業スクール受講者の創業率50%を目指します。
 - ④事業承継ネットワーク構築事業開始後5年間における地域内重点支援対象者への累計リーチ率80%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

創業・事業再生・事業承継補助金

- 創業に要する経費の一部を補助し、地域の活性化を促します。金融機関からの支援を要件とする①外部資金調達型、女性や若者、eコマース等の創業を想定した②スモールビジネス型、海外展開を目指す創業者向けの③海外展開型の3類型により、補助金投入の必要性がある創業者への重点的な支援を行います（補助上限①200万円、②100万円、③700万円、補助率2/3）。
- 事業再生に取り組み、債権放棄や第二会社方式等の抜本再生に取り組んだ中小企業者等に対し、設備資金等の必要な経費を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。
- 事業承継を契機に①経営革新等や②事業転換に挑戦する後継者に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します（補助上限①200万円、②500万円、補助率2/3）。

創業支援事業者補助金

- 特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援事業の経費を補助します。平成29年度は従来からの①一般型に加え、未認定自治体にも支援を広げるための②広域型（上限1,000万円）と小規模自治体での支援事業を想定した③地域需要創造型（上限100万円）を創設します。（補助率2/3）

潜在的創業者掘り起こし事業

- 国で定めた一定水準のカリキュラムを実施する創業スクールを公認し、創業者の基礎的な知識習得を支援します。
- 創業スクール選手権を創業スクール受講者以外にも拡大することで、創業の意義を全国的に広め、潜在的創業者の掘り起こしを行います。

事業承継ネットワーク構築事業

- 各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継支援ネットワークを構築することにより、地域で行う事業承継支援を促進します。

中小企業再生支援協議会事業

平成29年度概算要求額 **86.8億円（58.4億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題を抱えた中小企業・小規模事業者や事業引継を行おうとする中小企業・小規模事業者に対し、以下の支援を行います。

（再生支援）

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。

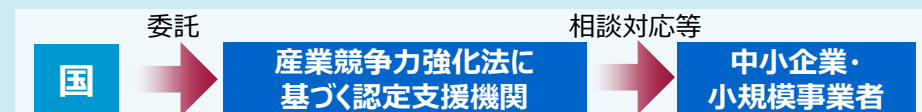
（事業引継ぎ支援）

後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行います。

成果目標

- 平成25年度から平成29年度までの事業で、再生支援では二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング起案中に再度破綻した率）の低減、事業引継ぎ支援では事業引継ぎ支援センターの支援のもと、事業引継ぎを実施し、その結果、雇用が継続される事となった労働者の数を年間15,200人を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

再生支援協議会（44箇所）

窓口相談（第一次対応）

課題解決に向けたアドバイス

- 面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施
- 必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画支援（第二次対応）

再生計画策定の支援

- 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

事業引継ぎ支援センター（47箇所）

窓口相談

課題解決に向けた情報提供等

- 事業引継ぎや事業承継に係る経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切な助言を行うと共に、支援機関や支援施策を紹介

事業引継ぎ支援

仲介支援等

- M & Aを行う登録機関（金融機関、仲介業者等）への橋渡し（二次対応）
- センターによる土業等専門家を活用したマッチング支援（三次対応）

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

事業承継促進のための税制措置

平成29年度税制改正要望における対応

- － 事業承継税制の見直し
- － 個人事業主の事業承継時の負担軽減措置の創設
- － 取引相場のない株式の評価方式の見直し

- 後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される措置。
- 今後の事業承継ニーズの増大に対応するため、雇用要件見直しや生前贈与へのインセンティブ強化等により、円滑な事業承継に向けて早期に取り組む中小企業に対する税制支援を強化する。

現行制度

【期限の定めなし】

相続税の納税猶予制度

- 後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

（注）相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

- 後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

（注）贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要。

①雇用の8割以上を5年間平均で維持

※平成25年度改正（平成27年1月施行）前は、雇用の8割以上を毎年維持

②後継者が代表を継続

③先代経営者が代表者を退任（有給役員として残留可）（贈与税）

※平成25年度改正（平成27年1月施行）前は先代経営者が役員を退任

④対象株式を継続して保有

⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

要望内容

雇用要件の見直しや生前贈与へのインセンティブ強化等のための見直しを行う。

事業承継税制の見直しの方向性について

- 中小企業経営者の高齢化により、事業承継の円滑化に向けた取組は「待ったなし」の状況。
- 人手不足を踏まえた雇用要件の見直し、早期かつ計画的な取組の促進のための生前贈与へのインセンティブの強化等を図る。その他、税制利用企業の負担の軽減のための手続きの簡素化等を行う。

1. 人手不足の中での雇用要件の見直し

小規模事業者においては、特に雇用要件が高いハードルになっているため、小規模事業者について、雇用維持割合の緩和を行う。

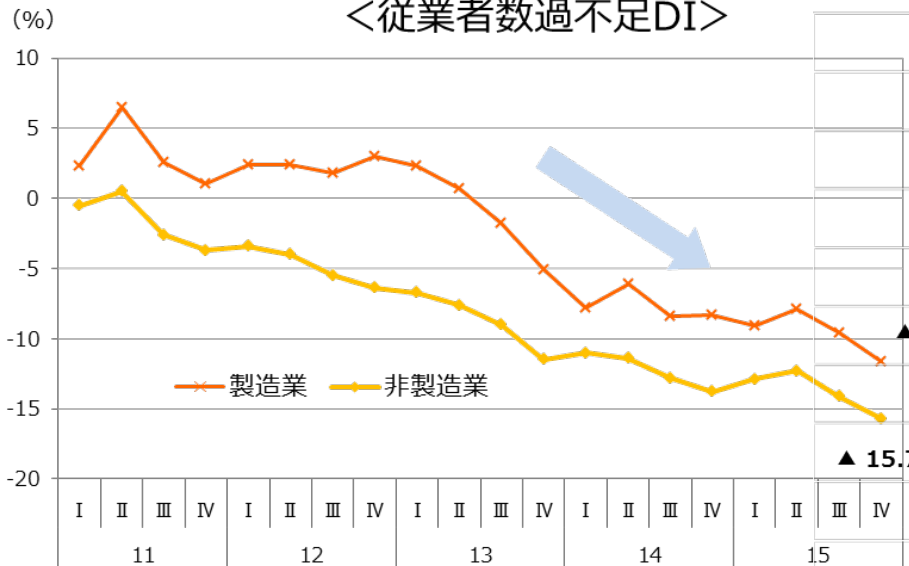
- ・その他、災害や世界経済危機等の経済状況の激変にも対応できるよう、雇用要件の弾力化を図る。

2. 早期かつ計画的な取組の促進

早期・計画的な事業承継に向けた取組を行う中小企業者について、贈与税の納税猶予の強化を図る。

- ・生前贈与の場合の税制上の措置の強化を図る。
- ・生前贈与後に先代が亡くなると相続税の納税猶予に切り替わるが、その際に再度、中小企業・非上場要件が課されているため、見直しを図る。

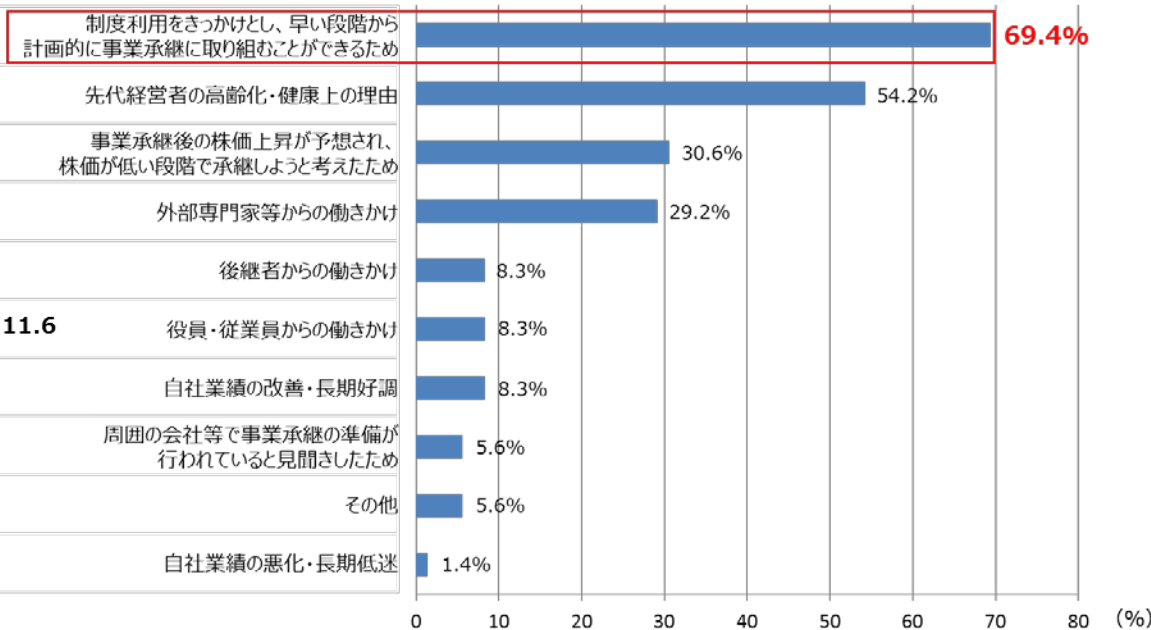
<従業員数過不足DI>



(注) 従業員数過不足DIとは、当期の従業員数が「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

(出所)(独)中小企業基盤整備機構「中小企業業況調査」

<贈与税の納税猶予制度を利用した理由> (複数回答)



(出典) 中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」を再編加工

○個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が必要。

○先代経営者から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講じる。

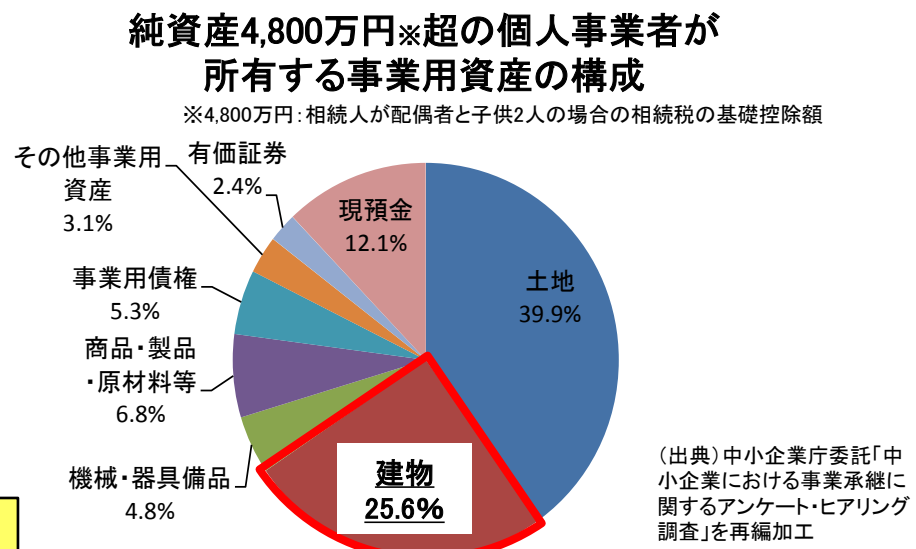
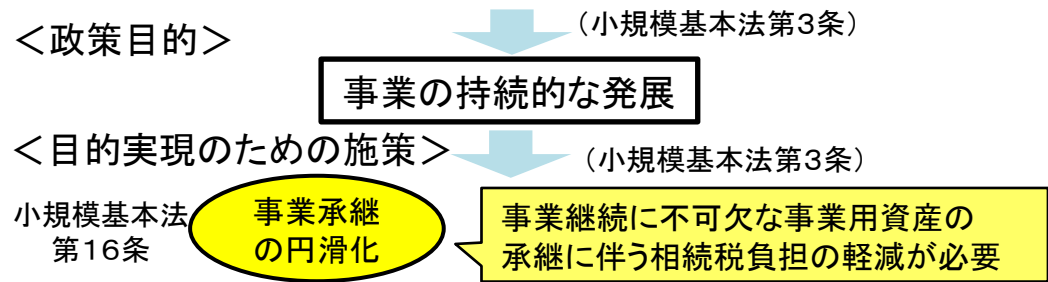
現行制度

個人事業者の意義

①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓

②創業等を通じた個人の能力の発揮

③自立的で個性豊かな地域社会の形成



【平成28年度与党税制改正大綱(抜粋)】

○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

要望内容

【個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設】

○個人事業者について、先代経営者から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。

【小規模企業等に係る税制のあり方の検討】

○個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

○上場企業の株価の上昇に伴い、中小企業の中には、業績に大きな変化のない状況下であっても、想定外に株価が高く評価されることにより、円滑な事業承継に影響を来す可能性が生じている。

○上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。



上場企業のグローバル連結経営の進展

A社（自動車製造業）		B社（小売業）	
	海外割合		海外割合
売上高	69%	営業収益	35%
営業利益	44%	営業利益	14%
総資産	57%	有形固定資産	26%

類似業種比準方式による株価の算出方法

類似業種比準価額 =

類似業種の株価

(配当) (利益) (簿価純資産) (斟酌率)

$$A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right) \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$$

株価上昇により上昇

$$b, c, d : \text{評価会社の1株当たりの金額}$$
$$B, C, D : \text{上場企業の業種別の1株当たりの金額}$$

類似業種の株価(上場会社の平均)と、各比準要素(配当、利益、純資産)に関する、評価対象会社と上場会社との比率を用いて、株価を求める方式。

【平成28年度与党税制改正大綱(抜粋)】

○取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比率要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。

(参考)類似業種株価・比準要素の変化

○平成28年の株価を平成24年時点と比較すると、類似業種株価(A)が大きく上昇しており、比準要素(配当・利益・純資産)の水準の上昇を勘案しても、非上場企業の株価が高く算出される。

○計算に要する数値の水準比較(平成28年時と平成24年時の比較)

	A:株価	B:配当	C:利益	D:純資産	推計株価
建設業	192%	121%	167%	123%	128%
製造業	129%	106%	112%	95%	120%
卸売業	132%	95%	100%	95%	134%
小売業	176%	103%	104%	115%	166%
飲食店業	141%	44%	78%	79%	195%

(参考)平成27年時と平成24年時の比較

	A:株価	B:配当	C:利益	D:純資産	推計株価
建設業	163%	100%	140%	107%	128%
製造業	120%	94%	106%	91%	118%
卸売業	127%	88%	100%	92%	131%
小売業	135%	97%	100%	108%	133%
飲食店業	123%	51%	87%	82%	154%

株価水準は、昨年よりも下がっているが、推定株価は、昨年と同程度の水準に算出される状態。

※推計株価は、本年と平成24年時ともに、配当:1、利益:10、純資産:100の中小企業を想定して試算した値に関する伸び率
※平成24年比で、赤は上昇、緑は低下していることを示す。
※27年のAは前年平均株価(26年)。28年のAは、前年平均株価(27年平均)が高いことから、今年2月若しくは4月の株価。